

## 第136回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成31年 4月26日（金） 13:00～15:05

2 場 所 三田共用会議所 3階 大会議室

3 出席者

### 【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、西郷 浩、  
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、永瀬 伸子、中村 洋一

### 【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長補佐、厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部調査企画課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部調整課課長代理

### 【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官、平野大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、永島次長、阿南次長、上田次長  
政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官、  
澤村統計審査官

4 議 事

- (1) 諮問第127号の答申「賃金構造基本統計調査の変更について」
- (2) 諮問第130号「港湾調査の変更について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) 統計委員会専門委員の発令等について
- (5) 毎月勤労統計調査について
- (6) 「国が実施する統計調査に関する提案」の状況について
- (7) 平成31年度統計リソースの状況について

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第136回統計委員会を開催いたします。本日は、清原委員、関根委員、野呂委員及び宮川委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日の議事と用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、答申が1件、諮問が1件、部会報告が1件、委員会の運営に関する案件が1件です。

まず、「諮問第127号の答申「賃金構造基本統計調査の変更について」」が資料1-1から1-3、「諮問第130号「港湾調査の変更について」」が資料2-1及び資料2-2、「部会の審議状況について」の資料「点検検証部会ワーキング開催実績」が資料3、「統計委員会専門委員の発令等について」が資料4-1及び4-2、「毎月勤労統計調査について」が資料5-1及び5-2、「国が実施する統計調査に関する提案」の状況について」が資料6-1及び6-2、「平成31年度統計リソースの状況について」が資料7-1及び7-2です。

議事と資料の確認は以上です。

○西村委員長 ただ今事務局から説明があったとおり、本日は、賃金構造基本統計調査の答申、その他、諮問、部会報告及び専門委員の発令等のほか、毎月勤労統計調査、「国が実施する統計調査に関する提案」の状況及び平成31年度統計リソースの状況に関する説明があります。本日は、このような議事にしたいと思います。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 カメラ撮りはここまでといたします。

○西村委員長 それでは、最初の議事に入ります。諮問第127号の答申「賃金構造基本統計調査の変更について」の答申案についてです。では、白波瀬部会長から御説明をお願いいたします。

○白波瀬委員 それでは、賃金構造基本統計調査の答申案について報告いたします。部会審議の状況につきましては、先週の統計委員会において報告しておりますので、本日は、その際の統計委員会における意見も踏まえて整理した答申案について報告いたします。

それでは、お手元の資料1-1の答申案を御覧ください。まず、調査計画の変更の承認の適否については、承認して差し支えないと整理いたしました。ただし、本調査については、来年の令和2年調査から調査計画の抜本的な見直しが予定されている中、今回の変更は、今年実施する調査において喫緊に対応が必要な事項について過渡的に変更するものと位置付けられることも踏まえ、幾つかの点について計画を修正するよう指摘しています。

それでは、今回の答申案で修正を求めている事項と今後の課題を中心に説明いたします。始めに、「(2)理由等」の「ア 調査対象の属性的範囲の変更」は、日本標準産業分類の小分類「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に属する事業所の取扱いについてです。これにつきましては、調査計画と異なり、従前から調査対象産業から除外されていたものであり、先週の統計委員会での報告のとおり、除外を開始した時期について部会で改めて確認を行ったものの判明するには至らず、今後も解明することは困難と報告したとおり、なかなか難しいのではないかと思います。

このような状況の中で、人口・社会統計部会では、従来から除外されている産業との整合性や、調査実施者が除外の理由としている実査上の影響について慎重に検討いたしまし

た。その結果、これまで除外している産業は、専ら母集団情報として利用している事業所母集団データベースにおける取扱いとの整合性を確保するものでありまして、統計技術的にも妥当と考えられますが、実査上の困難さを理由とするバー、キャバレー等の除外については、調査実施者の論拠が必ずしも明確ではありません。この点については、前回の統計委員会でも否定的な意見はありませんでしたので、今回の調査においては、バー、キャバレー等を調査対象に含めて実施した上で、その結果や利活用状況を踏まえ、他産業との整合性等も勘案しつつ、十分に検証・整理を行う必要があることを指摘することといたしました。

また、今回調査では、これまで調査していなかったバー、キャバレー等を対象に含めることにより、時系列比較に留意が必要となることから、今回調査の結果提供に当たっては、統計利用者への丁寧な情報提供を行うことも併せて指摘しています。

次に、3ページの「ウ 報告を求める事項の変更」のうち、「(イ)「労働者の番号又は氏名」を把握する調査事項の削除【個人票】」につきましては、削除自体はおおむね適切と整理した上で、備考欄の注記について、図2のとおり、内容の異なる注記を1つにまとめて記載していることにより、報告者に紛れが生じないよう、下にあります図3のとおり、分けて記載するよう修正を求めることといたしました。

次に、4ページの「エ 報告を求めるために用いる方法の変更」についても、先ほどのバー、キャバレー等が除外されていたことと同様に、従前から調査計画と異なる形で行われており、ほとんどの地域において郵送調査により実施されていたものです。その一方で、本調査の調査対象事業所が広範囲に点在する状況を踏まえると、全国の8万事業所の全てを調査員調査によりカバーすることは、調査員の確保という点でも困難と考えられます。

このような状況の中で、今回の変更計画では、郵送調査を原則としつつ、調査精度の確保・向上及び調査の効率的実施等の観点から、調査員・職員による督促・回収や一括調査の導入を図ることとしているほか、次回の令和2年調査からはオンライン調査の導入も予定されています。また、このように様々な調査方法を併用するに当たっては、報告者の重複や漏れが生じないよう、それぞれの方法による回収や督促の状況を本省が一括して管理するとともに、都道府県労働局との間でリアルタイムに情報共有する方策も新たに導入することとしています。さらに、調査票を本省から一括して配布する本社一括調査は、本省を中心に対応するなど、都道府県労働局の事務負担軽減にも配慮されたものとなっています。

以上のような今回の変更計画を総合的に勘案した結果、部会としては、結果精度の確保という統計技術的な観点に加え、再発防止という観点からも所要の対応が図られていることから、おおむね適切と判断いたしました。ただし、次回のオンライン調査の導入も見据え、本社一括調査においては、電子媒体による調査票提出も可能とするよう改善を図るとともに、今回の調査の結果公表に当たっては、前回の統計委員会における意見も踏まえ、従前の調査において調査方法に変更が生じていたことや、回収率の推移等、結果利用上参考となる情報提供の充実を図り、統計利用者の利便性の向上を図る必要があることを指摘しております。

最後に、5ページの「2「公的統計の整備に関する基本的な計画」における課題への対応状況及び今後の課題」についてです。第Ⅲ期基本計画で指摘している課題については、いずれも検討・検証中の段階ではありますが、現時点での検討状況等を確認した上で、取組の更なる推進を図るとともに、新たな視点からも課題に取り組むよう、今後の課題として改めて整理し、指摘しております。

まず、「(1) 統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供」では、今後、毎月勤労統計調査と本調査の比較に当たり、推計方法が異なることに留意しつつ、適切な比較・分析を行うほか、集計値を用いた比較のみならず、同一事業所の個票ベースでの比較についても検討することを求めています。また、本調査の特徴を含めた情報提供の観点から、毎月勤労統計調査以外の類似統計との賃金水準に係る比較可能性についても併せて検討することを求めています。

次に、「(2) 個人票における匿名データの提供検討」については、匿名データ化の検討に当たり、個人票の情報のみならず、利用者にとってより利便性の高いものとなるように、報告者の特定につながらないよう十分留意しつつも、事業所票の情報を付加したデータ提供に向けて検討することを求めています。この点については、前回の統計委員会での意見も踏まえ、積極的に対応していただきたいと思っております。

最後の「(3) 調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討」については、種々の検討課題について指摘しています。まず、6ページ目の第2パラグラフ、「このうち」という部分ですけれども、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更に当たっては、時系列比較等に資する観点から、可能な限り過去の調査結果について遡及推計を行い、追加で公表・提供を行うよう求めることとしております。

また、第3パラグラフの「また」からの部分は、調査の効率化や報告者負担の観点から現在検討中としています。調査対象事業所の判断で事業所内の全労働者を調査する手法を導入する場合に当たっては、調査結果の推計方法についても併せて検討することを求めています。

このほかにも、統計ニーズへの的確な対応の観点から、1点目として、個人票における外国人労働者については、今回追加する「在留資格」に加えまして「国籍」の把握も検討すること、2点目として、昨年度実施した試験調査における検証結果も踏まえ、事業所票及び個人票の既存の調査事項について、例えば、個人票における短時間労働者の最終学歴や全事業所を対象とした役職の把握などの見直しの余地について検討すること、3点目として、今回追加する外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項について、今回の調査結果も踏まえつつ、利便性向上の観点から、性別や地域別等の集計充実を図ること、の以上3点について求めることとしております。

少し長くなりましたけれども、私からの答申案の報告は以上です。よろしく申し上げます。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今、答申案の御説明があった賃金構造基本統計調査につきましては、昨日開催された点検検証部会第1ワーキンググループ会合にお

いて、結果公表の一部が未公表・未集計となっていたとの報告があったと事務局から聞いておりますので、厚生労働省から御説明をお願いします。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 説明申し上げます。本日の配布資料のうち、参考として付けさせていただいております「賃金構造基本統計調査における集計事項のうち、一部が未公表・未集計となっていたことについて」という資料です。

賃金構造基本統計調査の調査計画における集計事項において集計するとされている事項のうち、企業規模5～9人の区分の企業につきまして、この5～9人の集計結果は存在するものの統計表を公表していないもの、5～9人の区分を集計していないものがあることが、他省庁から照会を受けたことを契機として確認されたところです。

この資料の裏面に集計事項を抜き出しておりますので、こちらを御参照いただきながら説明できればと思っております。このうちの（ア）から（ウ）というところですが、これは賃金構造基本統計調査の基本的な集計事項としておりまして、企業規模5～9人についても集計しております。これらの表につきましては、5～9人の区分の標本労働者全てを集計対象としているところです。

続きまして、集計しておりましたけれども未公表だった統計表ですが、ここにある（ケ）の職種、年齢階級別所定内給与額等、（シ）の初任給額等です。これらの統計表ですが、今までのところ、少なくとも平成元年から調査計画に記載があり、企業規模5～9人についても常に集計対象としておりましたけれども、公表していなかったというものです。

これらの統計表につきましては、先ほどの（ア）から（ウ）の基本的な統計表と異なりまして、該当する労働者のみが記入対象である、また、集計対象であるといった事情がありまして、その結果、サンプル数が相対的に少なくなるということがあります。そのため、今般、未公表等を確認した職種や初任給に関する集計事項につきましては、回答にばらつきが出る、また、セルによって該当がないということになっております。このため、統計としての精度が担保されない可能性があります。結果として、調査計画の適正化に至っていなかったということです。

続いて、集計していなかった表ですが、（オ）の標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布、一番下の（ス）の初任給額の分布です。この2表につきましては、実際のところ、平成16年以前から企業規模10人以上の事業所について公表していたのですが、平成16年以前は調査計画上の集計事項に入っていなかった。そのため、平成17年に調査計画の見直しをした際に追加したものです。（オ）の標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布の1つ上のところを見ていただきますと、（エ）のところで、標準労働者に関する給与額を集計しております。これは従来から集計事項として掲載していたところですが、文末の括弧書きで「常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に係る集計は除く」としておりましたけれども、（エ）の分布であります（オ）では、これを調査計画に記載する際に同様の文言を記載し漏れたものと考えております。

（シ）の初任給額につきましても、平成17年に追加したものでして、同様に文言を記載し漏れたものと考えているところです。なお、（ス）の初任給額分布につきましては、平成21年に集計を始めておりますけれども、その結果を見ますと、多くのセルにおいて該

当数がゼロという状態で、バー（－）が記載されているという状態です。

続きまして、今年の1月に実施されました総務省による基幹統計の点検におきまして、この未公表・未集計が確認できなかったところですが、その際には、職種、標準労働者及び初任給のこれらの統計表につきまして、企業規模10人以上の統計表の点検のみを行い、企業規模別の集計結果ありと判断しておりまして、企業規模5～9人の統計表の点検が漏れてしまったといった状況です。このような点検漏れが生じた原因といたしましては、賃金構造基本統計調査の場合、結果の概況をはじめ、調査結果を公表する際には、通常、企業規模10人以上の結果を用いております。それと、繰り返しになりますけれども、これらの集計結果につきましては、回答にばらつきが出ると統計としての精度が担保されない部分もあるため、企業規模5～9人の集計に関して公表されていないことに担当レベルでも何ら疑問を持たず、日ごろから認識が浅かったといったことが要因となりまして、確認するまでの意識が及んでいなかったものと考えております。

いずれにいたしましても、今回のこのような事案の発生を防げなかったこと及び点検のタイミングで発見できなかったこと、それに、これらの集計事項に係る調査事項につきまして、報告者の協力を得たにもかかわらず未公表の理由を明らかにしてこなかったことや、必要な変更申請手続を行っていなかったことにつきまして、真摯に反省し、おわび申し上げる次第です。大変申し訳ございませんでした。

○西村委員長 今回の件につきまして、人口・社会統計部会の白波瀬部会長、それから、点検検証部会の河井部会長、何か補足があればお願いいたします。

○白波瀬委員 それでは、まず私の方から。今回のことにつきましては、大変遺憾です。この時点で、こういう報告を受けることについても非常に複雑な思いです。ただ、やはり行き着くところは、ガバナンスの問題ということがすごくありまして、やはり公的統計は誰のためにどう使うのかという基本的な認識が、非常に負担が増えている日常の作業の中で埋もれてしまったのではないかと推測するわけですが、繰り返しですが、例えば、初任給額の集計のところで、平成21年結果から結局セルとしては非常に不安定であったという事実があったにもかかわらず、それに対して何ら対応もしてないというか、それが分かった段階で、当然に調査実施者から変更申請手続がなされてしかるべきだと思うのです。ですから、調査実施者は、その統計の特徴、あるいは、その意義というものを一番御存じのはずなので、積極的に本統計の意義を改善するためにも、問題があれば速やかに変更申請を願い出てくださいような形でないと、結果として大きく統計の信頼を下げることになり、非常に遺憾です。

ただもう一点、集計表について、どこの段階で、実際にどういうやりとりがあったのが必要なので、調査計画として承認申請に上がっていても、それが適切な形で、そのとおりに公表できなかったことについては、分かりやすく情報公開していただくことが必要なのではないか。そのやりとりも非常に硬直的なところでなされたために、この問題が生まれてしまった状況があるのではないかと思いますので、今一度しっかり検証していただきたいと思います。

以上です。

○西村委員長 河井部会長、お願いいたします。

○河井委員 本件につきましては、昨日のワーキンググループの会合の時に、厚生労働省から公表漏れの報告がありました。それに基づいて質疑が行われました。その時には、単純なミスであるにもかかわらず、公表漏れにどうして気がつかなかったのか、省内のダブルチェックが十分行われていないのかなどの質問が多く出されました。ただ、本件につきましては、単純なミスで、かつ行政上の影響が大きくないということを考えて、利用上重大な影響が生じるという判断は行いませんでした。

いずれにしろ、今後の政府統計におけるガバナンスの在り方などについて、点検検証部会で検証する際には、今回起こったようなことが今後起こらないような視点で臨みたいと思っております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

厚生労働省から追加的な説明はありますか。特にありませんか。

今回の集計表が一部未公表・未集計となっていたことは、人口・社会統計部会における審議の過程で明らかになっていれば、部会で検討していただくことも可能でしたが、先ほど白波瀬部会長から御報告がありましたように、答申案の取りまとめの段階で明らかとなっています。このため、ただ今の厚生労働省からの御報告を含めて答申案の審議を行いたいと思います。答申案の御説明、厚生労働省からの今の御報告について、質問あるいは御意見等はございますか。

○白波瀬委員 よろしいですか。

○西村委員長 白波瀬部会長、どうぞ。

○白波瀬委員 1点です。今回の未公表・未集計の件については、基本的に集計結果に関するものですので、調査実施の次の段階での問題といたしますか、段階的には調査実施の次の段階での問題ということになります。それで翻って、今回のことが答申案そのものの内容を左右する事案ではないという区別になるかと思えます。私としてはそういう解釈を行っておりますので、この度のことは、非常に遺憾なのですけれども、答申案とは区別して考えるべきものであると私は解釈しております。

○西村委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。北村委員、どうぞ。

○北村委員 在留資格とか国籍についての調査というのは、今回重要だと思うのですけれども、これは他の行政記録情報等を参照されるとかではなくて、いきなり選んで調査してみて、それでどうかということなのですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 在留資格別の人数は、職業安定局で報告を求めておりまして、集計結果はありますけれども、賃金との関係になってきますと、そういった情報がないという状況になりますので、今回初めてこの調査で調査項目を入れて把握しようというものです。

○西村委員長 ちょっと今のは答えになっていないように思います。

○北村委員 多分調査して初めてという場合には、例えば国籍とかそういう何か属性や、

どういう特徴があるかということは、調査してみないと分からないということなのですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 例えば、出てきた数字としては、人数ベースでは分かりますけれども、やはり賃金については情報がない中で調査するところがありますので、なかなか分からないところもあるかと思っています。

○北村委員 調査票は多言語になっているのですか。何か国語とかになっているのですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 この調査の方法として、事業主の方に、そこに雇用されている労働者の状況について記載していただくということですので、基本的に日本語が理解できる方に記入していただくことを前提としております。

○西村委員長 先ほどの行政記録情報等の活用というのは、やはりかなり難しいということなのですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 行政記録情報等といたしましても、いろいろデータはありますけれども、やはり賃金に関するものとなりますと、そこまで結びつくようなデータというのは、なかなか難しい状況となっております。

○北村委員 事業所が何人ぐらい外国人労働者を雇っているとか、そういう程度のデータはあるということですか。それは使わないのですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 そういうデータはあります。結果的に、最終的なところ、どの程度できるか分かりませんが、そういったものを参照しながら、検証することは可能とは考えています。

○白波瀬委員 よろしいですか。

○西村委員長 どうぞ。

○白波瀬委員 北村委員がおっしゃるところはすごくよく分かって、今後、やはりこの手の分析なり、実態把握は非常に慎重にしていかななくてはいけなくて、その数字の意味そのものも、できるだけ広範にバックデータを見ないと、この度の結果自体の意味付けも分かりません。ただ今回は、極めて明確な形で、在留資格から賃金を見たいということでした。部会の中での議論もあったのですけれども、やはり外国人労働者という議論になると、グローバルなといいますか、国際的な研究というところでは、まず在留資格よりも国籍ではないかという議論も実はあったのですけれども、今回については、政策担当部局から直接的にそういう要請があったということなので、国籍を含む外国人労働者としての検証により耐え得るような調査事項の設定は、今後考えていくという位置付けだと考えています。

○西村委員長 どうもありがとうございます。他にございますか。

それでは、取りまとめたいと思います。ただ今御報告がありましたが、今回の変更計画は、喫緊に対応が必要な事項に特化して変更を行うものとなっております、令和2年調査以降に予定されている抜本的な調査計画の見直しに向けた過渡的な変更と位置付けられるものです。一部、修正点や課題の指摘を行うこととしていますが、その変更については、承認して差し支えないと考えています。

賃金構造基本統計調査については、1月の統計委員会において、承認を受けた調査計画と異なる調査方法等によって実施されていた実態について厚生労働省から報告があったところですが、今回の諮問審議の過程において、郵送調査の開始時期やその地域的拡大の経



緯等の解明には至らなかったという点が大変残念です。このため、調査方法の変更による調査結果への影響について詳細に評価することは難しいと考えられますが、調査実施者においては、統計利用者に対し、調査結果の利活用上の注意点として、過去の調査において調査方法を変更して実施していることをしっかり情報提供していただくことが必要だと考えます。

本調査につきましては、基本計画における課題への対応を含め、抜本的な見直しを行った令和2年調査以降の変更計画について、早ければ今年6月にも改めて諮問が行われる予定のようですので、厚生労働省におきましては、より適切な調査計画となるよう、見直し・改善に向けた検討を引き続きしっかりと進めていただくようお願いいたします。それから、この検討に当たっては、今回確認された一部未公表・未集計となっている集計事項の在り方につきましても、点検検証部会における審議状況も踏まえつつ、調査事項の在り方を含めて、しっかりと検討していただきたいと思っております。

これはあくまでも経過的なものであることを確認したいと思っております。したがって、統計委員会としては、6月以降の諮問審議の中で、点検検証部会における審議の結果等を含めて確認していきたいと思っております。

このような整理でよろしいですか。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「賃金構造基本統計調査の変更について」の統計委員会の答申は、資料1-1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○西村委員長** どうもありがとうございます。それでは、答申案のとおりといたします。

人口・社会統計部会に所属されていらっしゃる委員の方々におかれましては、部会での御審議どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第130号「港湾調査の変更について」の諮問についてです。まず、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

**○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、説明させていただきます。資料2-1により、港湾調査の変更の概要を説明いたします。

まず1ページ目、現行計画の概要です。本調査は、港湾の実態を把握し、港湾の開発、利用及び管理等の基礎資料を得ることを目的としております。昭和23年1月から毎月調査を実施している調査です。調査対象は、甲種港湾、乙種港湾となっております。甲種港湾については、港湾法上の国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾と、外国貿易港湾、内国貿易港湾の161港湾の全てを調査対象としております。乙種港湾については、港湾管理者が設立されている港湾で甲種港湾以外の港湾である533港全てを調査対象としております。海上運送網の拠点として位置付けられる重要性の高い港湾とそれ以外の港湾に区別しているというものでございます。入港船舶数や取扱貨物量等によってこれを区別しております。

報告者は、港湾管理者又は船舶運航事業を営む者、港湾運送業者、水産業協同組合の長などとされております。報告事項は、入港船舶、船舶乗降人員、海上出入貨物などとなっております。調査方法は、都道府県を經由した調査員調査とオンライン調査で実施しております。調査員が各報告者からの調査票を取りまとめているため、オンライン調査におい

ても、統計調査員と報告者との間でのやりとりとなります。調査内容の専門性などから、調査員の大半は港湾管理者である都道府県・市町村等の地方公共団体の職員となっております。調査周期は、甲種港湾については毎月調査で、調査月の翌月10日までに調査票を提出してもらっております。乙種港湾については1年ごとの調査で、調査年の翌年1月末日までに提出してもらっております。公表時期につきましては、月報は調査月の翌々月末、年報は調査年の翌年12月末日とされております。

次に、2ページ目の利活用の状況です。港湾計画や社会資本整備重点計画等において、将来貨物量の推計等の資料として利用されております。港湾インフラ整備の分析の基礎資料や産業連関表の基礎資料などにも活用されております。

3ページ目を御覧ください。今回の主な変更点です。まず公表関係ですが、これまで印刷物及びインターネットでの公表を行っていましたが月報について、利用等が低調なため、印刷物を取りやめ、インターネットのみの公表に変更する計画です。なお、年報は印刷物でも継続して公表いたします。また、公表期日については、現在、月報については恒常的に8か月から9か月程度公表が遅れております。これは港湾によっては提出期限までに調査票の作成が難しく提出が遅れているため全体の集計が遅れると調査実施者は説明しております。このため、月報の公表を3段階に分け、一次速報は主要港湾の輸出入コンテナ個数のみに絞ることにしております。その後、二次速報として主要港湾の入港船舶表、海上出入貨物表、コンテナ個数表を公表し、確報として全体と公表することを計画しております。

次に、調査方法の変更です。現在、電子メールを使い提出する方法によるオンライン調査で実施しておりますが、今回の変更により、これに加え、新たに政府統計オンライン調査システムによっても回答できるようにするという予定です。

次に4ページ目を御覧ください。平成21年の答申の中で、調査対象港湾について、我が国港湾の利用実態をよりの確に捉える観点から、5年程度の周期で定期的に見直しを行う必要があることを指摘しております。これを踏まえまして、平成27年1月に一度変更しておりますが、また今回も変更するという事としております。これにより、甲種港湾は5つ増えて166港に、乙種港湾は21減って512港に変更される予定です。

次に、集計事項です。利用者ニーズを勘案し、年報の4つの集計表に、貨物形態別に内訳を追加することとしております。また、年報の参考表として、国際戦略港湾において入港船舶実績とコンテナ取扱量を集計した航路別集計を追加する予定です。

5ページ目になりますが、平成30年7月の前回承認時の今後の課題や第Ⅲ期基本計画について指摘されておりますのが、先般説明した月報の公表の遅延があったことから、公表の早期化、NACC S（輸出入・港湾関連情報処理システム）データなどを既に利用はしておりますが、更に入出港届等行政記録情報などの一層の活用、3つ目として、利用者等のニーズを把握して集計事項の充実などを検討することを指摘しております。これらの進捗状況について部会の方で確認することを考えております。

最後、6ページ目ですが、想定される論点です。公表期日の早期化、第Ⅲ期基本計画への対応などが主な論点となるのではないかと考えております。また、その他としまして、

本統計が基幹統計としての条件を充足しているか、恒常的に公表遅延している月次調査を実施する必要があるのかについても論点として考えております。

事務局からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は、サービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしておりますが、ここで特段の御質問、御意見等ございますか。

本調査については、従来から月次調査の結果公表に8か月程度の遅れが生じているという、少し信じがたい状況であります。今回その改善も図る計画となっております。このため、公表の遅れにより調査結果の利活用面に支障が生じていないのか、優先して早期に提供することが求められている情報はないのかといった観点からの審議が重要だと考えます。

その意味で、今回、東京都の港湾管理者に事前にヒアリングを行うとお聞きしておりますが、現場の声を踏まえて、国土交通省の対応が適切かどうか検討することを予定しておられるということですので、これは大変よい取組だと考えております。

また、これは点検検証部会における審議とも関連するかもしれませんが、月次の統計調査として実施する必要性、それから、現在の調査システムの改善による公表の早期化という観点からも御審議いただければと思います。

西郷部会長、よろしく願いいたします。

○西郷委員 承知しました。

○西村委員長 それでは、次の議事に移ります。点検検証部会ですが、3月6日の統計委員会で審議状況を御報告いただきましたが、その後の審議状況について御報告をお願いいたします。

○河井委員 報告させていただきます。3月6日以降、部会としての開催はございませんので、本日はワーキンググループの開催実績について口頭で説明させていただきたいと思っております。

点検検証部会では、部会の下に2つのワーキンググループを設置して、各府省に対する書面調査への回答を基に、全ての基幹統計を対象に審議を行いました。本日は、その概要だけ説明させていただきます。

2つのワーキンググループは、お手元の資料3に書かれてあるような日程で各グループ5回ずつ会議を開催して、計30時間以上にわたって審議を行いました。部会所属の8名のメンバーは、予定のつく限り、所属でないワーキンググループについても出席していただくなど、精力的に審議をさせていただきました。ただし、中立性の観点から、過去5年以内に作成プロセスに関与した経験がある統計については、審議への参加を御遠慮いただくという形で進めさせていただきました。

審議の中では、次のような意見がございました。まず、基幹統計の多くは人数や業務の知識・経験の面でぎりぎりの体制で作成されており、新しい企画や試みを行う余裕がほとんどないということが確認されました。その一方で、総務省統計局や独立行政法人の統計センターなどの統計を専門に担当する組織による技術的な支援や、集計業務などのシステム上の支援が有効となり得るということを確認させていただきました。今の話は統計局、

統計センターの補助の話なのですが、その一方で、省内の統計部門が他の部局への支援を積極的に行っているという例もある、ということもありました。

調査の実施過程では、個票や集計表の審査やチェックが行われるわけなのですが、それがシステムを使ったものではなくて、目視だけが行われているというケースが散見されたのもミスを生み出す要因になっているのではないかと考えられる、と思います。データの保管に関しては、電子化された調査票情報について永年保存されているということが確認できた一方で、復元の際に必要とされる調査票情報以外のデータの保管期限が明確にされていないケースも散見されました。

あと、国や市町村との委託業務があるわけなのですが、その連携が不十分であることがミスにつながったという事例が幾つか見られたこと、あとは、統計部門の職員の減少が顕著なのなのですが、特に都道府県においてそれが大きいことが確認されました。それ以外にも幾つもあるわけなのですが、論点については今後まとめさせていただこうと思っております。

あと、毎月勤労統計調査につきまして昨日ワーキンググループで審査を行いました、よりオープンなシステムへの移行を計画的に進める必要性や、厚生労働省内での分析体制の整備、国・地方の連携強化、透明性を高めることの重要性などが指摘されました。積み残しの課題もまだありますので、毎月勤労統計調査の今後の扱いにつきましては、部会で引き続き議論させていただきたいと思っております。

賃金構造基本統計調査につきましては、先ほど議論の際で申し上げたとおりです。今後の進め方といたしましては、6月から7月までにまとめることとされております第一次再発防止策の審議を本格的に進めさせていただきたいと思っております。当面、5月に部会を3回程度開催して、一般統計に関する各府省の自己点検につきまして報告を受けるとともに、基幹統計に関するワーキングでの審議の状況を踏まえて、ターゲットとなる統計項目の絞り込み、第一次再発防止策に向けた課題の選定を行い、5月中には第一次再発防止策の骨子を取りまとめて、改めて統計委員会で報告させていただきたいと思っております。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問等ございますか。

1点だけいいですか。統計部門から他の省内の組織への応援とは、どのような内容の応援ということですか。

○河井委員 これは具体的にどういうものを指しているかということ、例えば技術的な問題です。

○永島総務省統計委員会担当室次長 事務局からその点補足させていただきます。ヒアリングで御報告いただきましたのは、先ほど総務省のお話がありましたけれども、総務省以外の省で、省内の政策部局、いわゆる統計を作っているのだけど統計を専門に作っている部署ではないところにいろいろ技術的な支援をするための取組を、その省の統計の部局で行っている例があるという意味でございます。

○西村委員長 分かりました。どうもありがとうございました。

ほかにありますか。それでは、引き続き御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。資料4-1にあるとおり、専門委員について、本日4月26日付で1名が任命されております。統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき専門委員は委員長が指名するとされておりますので、専門委員の所属を資料4-2のとおり指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。前回の統計委員会に引き続き、毎月勤労統計調査の事案について取り上げます。まず1月から3月までの統計委員会において、毎月勤労統計調査の2004年から2011年までの遡及推計について審議を行ってきました。審議においては、遡及推計のネックとなっているデータ不足の問題が大きな論点となっています。その際に委員から出された質問や意見に対する回答、事務局である統計委員会担当室の論点整理や分析結果を受けた分析・検討結果について、厚生労働省から御報告をお願いいたします。**○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当）** それでは、厚生労働省から報告させていただきます。資料は5-1「毎月勤労統計調査について」でございます。

ページを1枚おめくりいただきまして、「平成16年へ遡った集計を行う為に不足しているデータについて」で、これまで御議論いただいていた3つのデータが必要という整理をしたものですので、この3つについての現状、今の分析等を御紹介させていただきたいと思っております。

さらにめくっていただきまして、3ページでございます。①、平成19年1月分調査の旧対象事業所分の個票データについてでございます。今回、「平成19年1月抽出替えにおける、500人以上規模事業所のギャップと抽出率逆数」と表として整理したものを用意させていただきました。表頭を御覧いただければと思っておりますけれども、産業ごとにきまって支給する給与を新サンプル、そして、旧サンプル、①を②で割ったギャップというもの、次いで、その産業における労働者数、これは平成19年の新サンプルでの労働者数、そして、一番右側になりますけれども、抽出率逆数を、平成19年のギャップになりますけれども、それは16年に抽出した旧サンプルと19年に抽出した新サンプルのギャップということで、その2か年における東京都以外と東京都の抽出率逆数を掲載させていただきました。

色分けをしているものですが、これは平成16年と19年の東京都以外、それと、東京都の4つの数字、抽出逆数につきまして、全てが1のものは白、いずれかに1以外の数字があるものは黄色で掲載させていただいております。

まず白いところですが、基本的に全て1ですので、東京都も東京都以外も全数調査でやっている、16年も19年も全数で抽出しているという形になりますので、普通に考えますと、新サンプルと旧サンプル、全て同じサンプルになり、入替えのギャップは発生しないこととなります。具体的に言いますと、例えば上から4つ目の項目、F12、衣服・その他の繊維製品製造業は、新サンプルも旧サンプルも同じ数字になりまして、ギャップはない、1になるわけです。ただ、実はこういうケースは少なく、多くの白いところにおいても何らかのギャップが出ています。

これにつきましては、サンプル入替えをする際に、まず考えられるのが、新サンプルの

方で新設の事業所、あるいは新設ではなく、以前は500人未満であった事業所が500人以上になってこのカテゴリーに入ってきたものがございますので、そうした事業所の数字が新サンプルに入ってくると数値が異なってギャップが発生するということが考えられます。また、逆のケースとして、旧サンプルにあった事業所であっても、事業所が廃止となる、あるいは規模が500人未満になり新サンプルに入っていないものもございますので、そうした事業所の発生によってギャップが1にならないケースが実は意外とあるのが見受けられるところがございます。

一方で、黄色のところは、何らかの形で抽出率逆数に1以外が入っておりますので、新サンプルと旧サンプルで値が違うことが想定され、一番上のEの建設業とか、F16とかでそこに示しています。こちらの方もギャップがあるということにはなりますけれども、例えば上から10番目ぐらいの、F17の化学工業でいいますと、ギャップが1.00359ということで比較的1に近くなりますので、抽出率逆数が1以外のものが入った場合においても、必ずしもギャップが大きいかどうかという多寡とは関係ないことは当然でございますけれども見受けられるということです。

ただ、実際の数字を見ていただきますと、製造業に属する産業のところは0.99とか1.01とかという1に比較的近い数字がございますけれども、この表、次のページに続いておりますので4ページのところを御覧いただきますと、こちらは第三次産業になってまいります。こちらのギャップを見ていただきますと、0.95とか、高いところでありますと、真ん中辺りのP、複合サービス業は1.11、あるいはその下の専門サービス業ですと1.10と、比較的高いギャップになっているものが見られます。もちろん真ん中辺りにあります労働者数がウェイトになりますので、ギャップがあっても全体に対する影響が大きいかどうかはまた別問題であります。

あと、御参考に、ここの4ページの下の方の表に、抽出率逆数がともに1の産業、白抜きのところと、それ以外の黄色のところを労働者数を足したものを記載しております。割合的には、白のところは2割、20%、それ以外のところが80%となっています。今申し上げたところの説明をこの下の点線のところで記載しています。

参考までに、ここは平成19年のギャップの問題ではありますけれども、これを推計するに当たり、実際の時系列といえますか、違う時点でどういったことが起きているかも参考にする必要はあるかと思ひまして、次のページ、5ページ、6ページ、これは同じような表ですけれども、平成21年1月の抽出替えのときも御参考に用意させていただきました。表の作り、あるいは白と黄色の意味合いは全く同じでございます。

似たような数字が並ぶところもございますけれども、例えば上から3番目のF09、10のところの食料品、飲料・たばこ・飼料製造業がございまして。前の3ページと比べていただきますと、どちらも白い抽出率逆数が全て1のところ、ギャップが19年の入替えのときは0.95になりますけれども、平成21年1月のときは1.04と逆のぶれをしているものです。似たような数字が並ぶケースもあれば、このように少し反対の方にぶれることもありますので、一定の方向性があるということでもないとは思ひますけれども、こういうデータを使って、これからの遡及推計の中の推計の値で一定の検証なり確認をするためのデータとし

て使えるのではないかと今回お示しさせていただいたものです。

では続きまして、7ページでございます。これは2番目の課題であります平成21年の抽出替え時点における産業分類の変更のための資料です。平成22年の産業分類変更後の41の抽出区分につきまして、日本標準産業分類における中・小・細分類項目新旧対照概要表と抽出逆数から試算をいたしました。それで、41区分の中で、東京都と東京以外で抽出逆数が異なる旧産業分類を含み、その組替えの検討が必要と考えられる産業は、以下のとおりという報告です。

規模ごとに記載しておりますけれども、上からまず500人以上規模事業所につきまして、産業が繋がらず組替えの検討が必要と考えられるものが41区分中の8産業、そのうち、産業分類変更での労働者数の変動が3%を超える産業が5産業あったというものです。具体的な産業名は、右側に示しておりますとおりで、特に下の5産業につきましては、繊維工業あるいは化学工業、石油製品・石炭製品製造業等5つです。ちなみに、産業の横に括弧で示しておりますのは、上の注に記載しております、平成22年1月の産業計に占める労働者のウエイトで、500人以上規模事業所で行きますと、上の8産業で24%、下の3%を超える部分で5産業、9%ということです。

次の8ページはその下の規模で、まず100～499人規模事業所になります。それから、これと次の区分もそうですけれども、この区分は500人以上と比べますと、東京都の抽出率逆数が全国と異なる区分は少ないので、組替えが必要になる産業は少なく、そこに記載しておりますとおり、1つ目の産業、100～499人、30～99人のどちらの事業所におきましても、組替えの検討が必要と考えられる産業が2産業で、産業も同じでございます。繊維工業と木材・木製品製造業。そして、そのうちで、労働者数の変動が3%を超える産業としては、繊維工業1産業で、労働者のウエイトは0.9%です。

こういうところを今後検討し、異なる倍率、抽出率逆数を持ったものが含まれますので、具体的な検討をする必要がありますが、下の四角で記載しておりますけれども、より正確あるいは定量的な産業分類の変更の状況等を把握する方法として、平成18年の事業所・企業統計調査の個票データを我々の方から利用申請させていただいて、案分比率といいますか、ウエイトを再集計する作業が考えられるのではないかと記載しています。

9ページは、平成22年以前の雇用保険データについてということで、前回までの検討の中で、逆算が可能であろう、具体的には、こちらに描いてありますフローの中で逆算して、右側に記載してある式で求めるべき雇用保険データによる補正、 $\Delta x_{ij}$ を求めて進めたいと考えています。これは、実際に逆算で求めた値と集計値であるものとを比較して、具体的にデータがあるところでまず精度を検証し、今、正に検証をやっており、今回はその結果を示すことはできませんけれども、次回示すことにさせていただければと思っております。

なお、ここにつきましては逆算で算定していった進めることができると考えておりますが、以前の御指摘の中で、具体的に雇用保険データがどれぐらい影響度があるのかという御質問がありまして、その点につきましてまだお答えできていなかったもので、10ページに表を提出させていただきました。

こちらの表、記載してある表頭のとおりでございますけれども、少し説明させていただきます。数字の一番上の行ですけれども、平成30年1月の数字でございます。まず一番左側から前月末労働者数①4,942万強という数字がございます。これが前月末労働者数。これに毎月勤労統計調査の調査による集計で本月分の増加が②65万9,000ほど出てくる。逆に今月末の減少で、③77万8,000人ほどが出てきて、これを差し引きいたしまして、④の本月末労働者数が出てきます。これに雇用保険のデータを使い、事業所の改廃を加味した補正、この月ですと5万人程度を補正いたします。これを加えた形で、一番右側の本月末母集団労働者数が出てきます。この4,935万強という数字が次の行の2月の前月末労働者数に行きまして、今と同じ作業が2月のデータを元に進める。次はそれを元にまた3月を計算し、年間を通じて計算したものがこの表です。

見ていただきますと、雇用保険データの補正、右から2番目の⑤のところですが、12か月分足しますと、一番下にありますように、48万1,123という数字になりまして約48万人、ここでの労働者のレベルが約5,000万人ですので、大体影響度で1%になっているというもので、そういうイメージでお示しました。

簡単ではございますけれども、今回用意させていただいた報告は以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。前回の統計委員会において、2月の統計委員会と同じように2004年から2011年の遡及推計について、委員から出された追加の意見の論点整理や分析結果を事務局に提示するよう指示したところです。次に、事務局からその論点整理や分析結果について御説明をお願いします。

**○肥後総務省統計委員会担当室次長** 統計委員会担当室でございます。資料5-2を御覧いただけますでしょうか。ただ今厚生労働省からも御説明いただきましたけれども、先月以降取りまとめた結果についてまず担当室から説明させていただきます。

ページをおめくりください。2ページ目でございます。論点をまとめますと、まず3つのデータの不足の問題がございました。これまでの審議でどういう方向になったかということですが、まず1番目、平成19年1月調査分の旧対象事業所の調査票データがないという件につきましては、先月までの議論で、代替となる、東京都における回答事業所の賃金総額集計値、あるいは東京都の調査労働者数の集計値は、厚生労働省あるいは東京都にもお問い合わせいただきましたけれども、存在しないということでした。その一方で東京都はホームページに公表データが一定量あるということなので、その活用ができないかが課題となりました。

2番目、平成21年抽出替え時点における新産業分類の変更の抽出率の組替えについてです。先月私どもの分析で、500人以上の事業所では41産業のうち36産業、先月38産業とお答えしたのですが、誤りがございまして、36産業の抽出率が算定可能という結果になりました。残る5産業の推計が課題になったところでございます。それから、30～99人、100～499人の事業所については、別途、検討を進める必要があったということがございます。

3番目、平成22年以前の雇用保険データの件につきましては、先ほど厚生労働省からも御説明がありましたとおり、先月、従来公表値の母集団労働者数から逆算可能という結論になったということで、課題が解決したということがございます。



その後どういう整理をしたかについて、まず1番目の平成19年1月調査分の旧対象事業所分の調査票データについて説明をさせていただきます。4ページ目、5ページ目を御覧ください。5ページ目、今の繰り返しになりますが、ここに赤で記載してある、東京都における回答事業所の賃金総額、それから、東京都における前月末と本月末の調査労働者数は、個票がなくても何か集計値があればできるわけなのですが、それについてデータがあるかないかを問い合わせたところ、厚生労働省も東京都もお持ちではないことが確認されました。

1ページおめぐりください。ただ、実際それでどうするのかということについては、今6ページ目のような方向性ではないかと私どもは考えているということでございます。1番目、まず東京都における賃金のデータですが、東京都ホームページで、東京都・500人以上事業所の平均賃金が調査産業計と産業大分類別に公表されています。具体的には7ページのような形で公表されています。この平均賃金の2007年1月の旧対象事業所分が東京都から公表されていますので、利用できるのではないかとということでございます。

それから、東京都における前月末・本月末の調査労働者数というのは、残念ながら東京都からも公表されていませんが、厚生労働省が保有する、これ以外の月の調査票情報は存在していますので、前の月である2006年12月の調査票情報、それから、2007年1月は、旧はありませんが、新しい方は保有していますので、新対象事業所の調査票情報の各々東京都分を集計して、例えば以下のように推計できるのではないかとということでございます。つまり、2007年1月の旧対象事業所における前月末労働者数は、1か月前の本月末労働者数で代用できるのではないかと。それから、2007年1月の旧事業所ベースにおける本月末労働者数については、新しい事業所ベースでは1か月間にどれだけ労働者数が増えたかが分かりますので、1か月前の調査票における本月末の労働者数に、新事業所データにおける1か月の増加率を掛けて算出してはどうかということです。以下ではこれを前提に、①の賃金をどうやって推計していくかについて説明をさせていただければと思います。

8ページ目を御覧ください。これは東京都のホームページの公表データの活用による推計と申し上げましたが、先般2月、3月の統計委員会では、委員の方から以下の指摘がありました。抽出率が産業ごとには1になっている産業があるので、その賃金のデータはそのまま使えるのではないかと。先ほど厚生労働省から数字の方はお示しいただいておりますけれども、それと、東京都のホームページ、両方活用すればかなり分かるのではないかとという点でございます。それを踏まえて分析せよという御指示をいただいたことから、当方で分析を進めたものでございます。

私の方で4つのステップを踏んで考えていきたいと思います。まず平成16年の抽出率逆数表で、つまり、平成16年1月から平成19年1月の旧の部分まで、500人以上・東京都の抽出率が1である産業です。こういう産業につきましては全数調査していますので、復元推計は要りません。ですから、何もしなくてよくて、従来公表値をそのまま利用すればよい、復元推計は不要ということです。

2番目、今紹介した東京都ホームページの旧事業所ベースの賃金が公表されている産業は、このデータから、先ほど4ページの方で式がございましたけれども、東京都の部分

膨らませることによって全国ベースの復元推計が可能でございます。ただ、少し気をつけなければいけないのは、厚生労働省のお話によりますと、東京都の公表データと全国ベースの公表データの平仄が完全にとれていない可能性があることに留意する必要があるということでした。

3番目。500人以上事業所・東京都の抽出率が、平成16年では1ではないのですけれども、19年に1に変わった、新しい事業所では全数になったというところがございます。これの意味するところは、新事業所ベースでは、2007年1月の全事業所の賃金を調査しているということです。ですので、そのうちの一部が旧ベースにおいても調査されたことになりまますので、例えば2006年12月の調査票から旧事業所ベースの調査対象事業所を特定し、当該事業所に関する2007年1月の新事業所ベースの賃金を調査票から集計すれば、2007年1月の旧事業所データを算出できるだろうということです。

ただ、これには1つネックがありまして、サンプル切替時に母集団名簿から外れてしまつて新事業所ベースでは調査対象外となった事業所が存在する場合には、そのデータはないという可能性がありますので、補完が必要になる可能性がある。先ほど厚生労働省の1番目の御説明ですと、そういう事業所がある可能性はやはりあるということではないかなと思います。

4番目は、いろいろ組み合わせれば、残差として計算できる産業もあるのではないかとというのが4番目でございます。

こうしたステップについては、9ページ目を御覧ください。実際に45産業について当てはめてみたということがございます。1番目、要は、全数調査であるので何もしなくていい産業は24産業ございます。ただ、労働者数シェアは、先ほどの厚生労働省の数字とほぼ一緒でございますけれども、労働者数としては21%しかありません。比較的製造業の小さな産業がここに含まれているものが中心でございます。ですから、45産業のうち24産業と産業数ではカバーしているのですが、労働者数としては2割弱しかありません。

それから、2番目、東京都ホームページで旧事業所ベースの賃金が公表されている産業で使えるものでございますけれども、9産業ございます。ただ、右にございますとおり、かなり人数が多い建設業とか、飲食・宿泊業とか、医療・福祉とか、そういった大きな大分類の非製造業の産業が沢山使えるので、旧産業であります。労働者数のシェアとしては32%あるということがございます。

3番目、平成19年では全数なので、そのデータから旧事業所のデータを作れるのではないかと産業が6産業ございまして、労働者数シェアで12%。

4番目、いわゆる逆算できる産業、卸売業とその他の事業サービス業でございますが、要は、卸・小売業は1番で分かって、それから、小売業が3番で分かりますので、逆算することによって卸売業が計算できるというのが4番でございます。

結局、残った産業は何なのかというと、1から4では賃金が計算できない産業は4つの産業が残ります。化学工業、鉄鋼、一般機械、輸送用機械という、要は、製造業の内訳で非常に細かい産業のところでございます。全体で労働者数シェアは22%ございます。

これについてはなかなかどうにもできないということございまして、ここでお示しす

るのは1つの試案でございます。東京都ホームページの東京都分の製造業計のデータがありますので、製造業合計の全国ベースの賃金を復元推計することが可能です。その上で、製造業の内訳23産業のうち、算出可能な19産業、先ほどでどこかに入っているものを控除すると、残った4つの産業合計の復元推計値、右下の表ではMというのが推計できます。その上で、現行推計値というのは当然公表データとしてありますので、集計値ですけれども、1、それから、化学工業のA1、鉄鋼のA2、一般機械のA3、輸送用機械A4、現金給与総額ベースで具体的に賃金が記載してございますけれども、その数値が分かるということでございますので、要は、mとM、4産業計のいわゆる復元修正比率が分かるので、それを4産業に掛けて作ればよいのではないかとというのが1つの案でございます。

このやり方は、全体としては整合的なのですが、4産業でその比率は違うだろうという御批判を受ける可能性があります。ですから、それを配慮する必要があるとすれば、代替案としては、10ページの真ん中の下にあるものが候補となるのではないかと思います。2006年12月以前については調査票データがありますので、復元推計前と推計後で復元修正率を計算することができます。これは4産業ごとに違う可能性があります。それはなぜかというと、東京都と東京都以外の賃金の違い、それから、東京都が事業所の数がどれぐらい占めているかというシェアの違いによって復元修正率が影響を受けますので、それをほかの月でやってみて、それを2007年1月に掛けてみて、そうすると、全体のMに合わなくなりますので、一種のバランス調整をして一律たたくみたいなことをして、不突合を調整して作ってはどうかということでございます。製造業の内訳、中分類のところはやむなくこうするわけですが、どちらにせよ上位計数はありますので、ここでの推計の精度は、調査産業計や製造業合計など上位分類の計数には影響しないということでございます。

こういうようなやり方、それを参考にした意見として、統計委員会では11ページのような御意見を委員からいただいています。

2番目です。平成21年の抽出替え時点での産業分類変更による抽出率逆数表の再推計でございます。しばらくは前回の復習ですので、さっと眺めていただければと思います。毎月勤労統計調査の復元推計は、抽出率逆数と推計比率の2段階復元であったというのが13ページ目です。

14ページ目、これが論点ですけれども、2010年に新産業分類に組み替えられるときに、要は、新ベースの抽出率逆数表が作られていなかったもので、改めて作らなければいけないというのがこの問題点です。2009年までは問題ないのですが、2010年、2011年の2か年分をどうするかということでございます。それを作る際には、抽出率逆数表を作るための基礎データが、調査をするときの指定予定事業所名簿という、要は、調査対象となる事業所の全数の名簿、これがないといけないのですが、廃棄されて無いことが問題になっていたということです。

15ページ目、これは前回のところでございますけれども、500人以上事業所については、ここに記載してあるとおり、新規の産業分類の範囲がほぼ同一であれば、旧と新は一緒にそのまま使えるでしょうと。それから、新旧の産業分類の範囲は異なるのですが、組替え対象となる産業はいずれも抽出率が一緒であれば、それはそのまま使えるでしょうと。で

すから、そうではない、③、赤い該当するところだけ組替えが必要ですよということでした。

17ページを御覧ください。その結果、500人以上事業所を41産業についてやってみたのがここの結果でございます。これは先ほど厚生労働省から御説明いただいたのと全く同じ結果でございます。500人以上事業所につきましては、新旧の産業分類が異なり、かつ組替え対象となる産業の抽出率が同一でないので、何らかの組替え推計が必要なものは、繊維産業、化学工業・石油製品・石炭製品、それから、業務用機械、学術研究・専門・技術サービス業、生活関連サービス業・娯楽業といったところの5産業でございます、これは労働者数で500人以上事業所の規模合計の9%を占めるということでございます。

では、どうやってやるのかについて、前回十分整理できませんでしたので、改めて整理をさせていただいています。5産業の何が問題なのかについては、具体的に18ページを御覧いただければ分かりますが、例えば繊維工業を見ますと、繊維工業、衣服・その他の繊維製品、それから、化学工業のうち化学繊維を作っているところの3つから成り立っています。繊維と衣服・その他の繊維製品は全数ですから、これを合算する分には問題ないのですが、実は化学工業の化学繊維のところは抽出率2分の1ですので、これを集計すると抽出率が幾らになるかという問題がある。化学と石油製品・石炭製品も同じ、一般機械も精密機械も、要は、2分の1のところと1分の1があるので、足してどうなるかどうなるかということでございます。非製造業の学術研究・専門・技術サービス業あるいは生活関連サービス業・娯楽業は、もっとたくさんのサービスがございまして、それを組み合わせる必要があるということです。

どうやるか、何をしなければいけないかというのを一番下の式に記載しています。組替え後の抽出率というのは、例えば2つの産業をくっつける場合だと、aの1、2ですが、これはもともとの旧分類の産業2つ、a1とa2があるとすると、その抽出率を、各産業の事業所数、基本的には調査対象事業所数で、ここに記載してある式で案分するという作業が必要で、要は、分からないn1とn2をどうするかということです。

n1、n2はどうやってやるかというのは、2つぐらい可能性があると思っています。1つは、前々より委員からいただいているとおりでございます、全数の名簿はなくても、毎月勤労統計調査の調査票は残っているのだから、調査事業所の数でn1、n2は計算できますので、それでやればいいのかというもので、当然です。それから、あるいは、何か母集団名簿の基になっている、例えば2006年事業所・企業統計調査がこのときの母集団名簿ですので、それを使って対象事業所数を算出すればいいのか、ということ。

19ページ目を御覧ください。2つの方法には各々メリット・デメリットがございます。例えば毎月勤労統計調査の調査票情報を使う場合、メリットは、当然調査票情報ですから、調査対象抽出時点の最新の情報が使えるということですが、調査票未回収の事業所の情報が反映されていないという問題があります。毎月勤労統計調査は、2009年の回収率は全体で86%でした。東京都の回収率はこの時点は分かりませんが、最近の数字は厚生労働省から御報告いただいて、全国よりは低いということです。かつ、産業別の回収率のばらつき

も結構大きかった。先ほど申しました a 1 と a 2 の回収率が違うとゆがみますので、産業ごとの回収率のばらつきの違いがすごく影響するわけですが、それが組替え推計に影響する可能性があるというデメリットがございます。

一方、2006年事業所・企業統計調査の調査票情報を使う案は、要は、母集団名簿というようなデータでその個票をもらってきて、事業所数に抽出率を掛けて擬似的に調査対象事業所数を計算するものでございます。これは全事業所の情報を利用可能で、回収率の影響を受けませんし、新産業分類のひも付けもできていますから、数えることは必ずできるということです。

ただ、ネックは、事業所・企業統計調査の調査時点は2006年10月でございまして、厚生労働省が実際にやるときは、その後の新設とか廃業とかを勘案して名簿を新しくしているわけですが、そういった最新時点までの改廃情報を反映していないことです。ただ、500人以上事業所につきましては、これは2015年時点でございますが、もともと母集団事業所数が少ないということでございますので、どちらでやっても大きな差はないのではないだろうかという類推ができるところでございます。

続きまして、20ページ目を御覧ください。前回やっていなかった100～499人、30～99人事業所について同じようにやってみましたということでございます。新旧産業分類の範囲がほぼ同一とみなせる産業というのは25産業、先ほどと一緒にございます。新旧の産業分類は異なるが、組替え対象となる産業がいずれも同一である産業というのは、実は30～99人、100～499人事業所は、産業ごとにかなり抽出率が違いますので、そういう産業は大きくない。ですから、500人以上事業所と全く同じことでやるのはやや難しいということです。

ただ、21ページ目ですけれども、もともと抽出率逆数による復元が必要になったのは、東京都と東京都以外の46道府県の抽出率の違いがあるからでして、なければ、実は何もしなくてよいということです。もともと違うようになったからこそ復元推計が必要になったという原点に帰ると、実は下に記載してあるとおり、100～499人で東京都と東京都以外で抽出率が違う産業は、そこに記載してある6産業、それから、30～99人については4つの産業です。

ですので、今までの情報を全部組み合わせれば、抽出率を計算する産業はかなり少なくなるのではないかと考えました。22ページ目です。先ほどは、新旧の産業分類を同一とみなせるか、それから、東京都と46道府県の抽出率が同一かという2つの軸で、どちらもバツのときだけやらなければいけない。先ほど厚生労働省の説明資料と一緒になのですが、結局どちらの規模も繊維工業1産業だけであるということです。

23ページ目です。そこで、先ほどの500人以上事業所とかなり似ていまして、繊維工業と衣服と化学工業のうち化学繊維の部分の3つの産業を統合するというところで、2分の1、4分の1、24分の1とか、16分の1、24分の1、32分の1の産業を統合するというところでして、先ほどと同じように毎月勤労統計調査の調査票情報でn1、n2を計算して集計するか、あるいは2006年事業所・企業統計調査の事業所数に抽出率を掛けて推計するかということです。こちらは事業所の数が結構多いので、両者の結果は少し違う可能性はありますが、ただ、繊維工業が占める労働者数のシェアは僅か1%ぐらいしかないということで

すので、全体に与える影響はかなり小さかろうということです。以上のような形になっております。

29ページ目を御覧ください。以上のことを総括させていただいて、一応事務局として今こういう状況なのかを整理し、報告をさせていただければと思います。今私が説明したことを御支持いただけるのであれば、遡及推計は一定の実現可能性があるということとします。ですから、あとは、実装に向けた実務的検討が必要であるということです。

結構難しいのは1番目でございます。平成19年1月調査分の旧対象事業所の個票データにつきましては、45産業のうち製造業4産業を除く41産業で旧事業所ベースの賃金を算出可能でございました。残り4産業、鉄鋼とか化学とかそういったところでございますけれども、一定の工夫による推計が必要でございます。その際に、4産業の推計方法は、先ほど2つ、4産業一緒の比率で膨らませるとか、あるいはほかの月でやって全体を調整するとか、そういったことをやりましたが、それをどうするかということを考える。それから、東京都の公表データは必ずしも全国と完全に平仄がとれていない可能性があるという御指摘もありますので、その平仄がとれていないとすれば、その調整をする必要がある。それから、平成19年で全数の場合に、平成16年では抽出の場合に、平成19年のデータから平成16年の旧事業所データを再現するということになりますが、ただ、旧ではあって新ではない事業所を補完する必要がございますので、その有無など検討すべき課題はなお残っているということだと思います。

2番目、抽出替え時点における新産業分類変更のための抽出率逆数表の再推計でございます。こちらについてはもう少し見通しは明るくて、500人以上事業所では5産業ができない、それから、30～499人事業所では1産業ができないということでございます。こちらについては、委員の皆様方の意見も総合すると、毎月勤労統計調査の調査票データを使ってn1、n2を計算するか、あるいは2006年事業所・企業統計調査の調査票データから抽出率を掛けて擬似的にn1、n2を計算するかを活用して推計を試みるのが現実的なプランでありますので、それをやってみる必要があるということでございます。

3番目、平成22年以前の雇用保険データにつきましては、既に従来公表値の母集団労働者数から逆算可能との結論がございました。先ほど厚生労働省からも御説明がございましたが、現在、計算プロセスに沿って試算されているということですので、その遡及推計を着実に実施していくことが必要ということと考えております。

事務局からは以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告や説明について何か御質問、御意見等ございますか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 担当室のこの方法論の提案ですけれども、よくここまで詰めていただいたなという気がいたします。ただ1点だけ少し気になる点があるとすれば、10ページの23産業の合計から19産業を差し引いたときにうまく値が出てくるのかというところがあります。その点が東京と全国のデータの平仄という問題だと思うのですけれども、ただ、論理としてはこれでよろしいと思いますので、少し一抹の不安は感じますけれども、これ以上のもの

のではないと考えます。

それから、産業分類の変更の点についても、こんなふうにやっていただければ、どちらの案分データを使ってもよろしいのではないかという気がいたします。ただ、やはり問題は、これを実行するのに当たって、どれだけのリソースを投入しなければいけないかという点なのですけれども、その点は検討しなければいけない。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見等ございますか。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 中村委員、ありがとうございます。おっしゃるとおりで、やはり10ページ目が問題でして、残差になってしまうということは、実は東京都の労働者数が推計になっていることもございますので、賃金総額から賃金総額を計算して差っ引いて、労働者数で割って平均賃金を計算しますから、労働者数の推計の僅かな誤差が影響する可能性があります。この辺は厚生労働省に実際に計算してもらって、先ほどどっちが、2つの方法を示しましたけれども、各々の方法を利用すると全体で矛盾しないかを検討する必要があります。正確に言うと、調査産業計や製造業合計といった上位分類の計数は分かっているので、その制約条件を守りつつ、鉄鋼とか化学とかの数字をうまく収めてもらうという調整作業なのかと考えています。そこは実際に数字を持っておられる厚生労働省に具体的に御検討いただくしかないかとは思っております。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

この点について私も同じものがあります。普通はサンプリングをし直して、それで、最終的にどのぐらいの誤差が出るか、誤差を最小にしていく、何かそんなようなやり方だろうと思いますが、それはどういうフレームワークでするのがいいのか。もう一つの問題は、どうやってそれをうまく説明していくかという問題です。あまり複雑なことをやっても、説明ができないと困りますので、それを含めて実査のデータを持っている厚生労働省と、担当室とやりとりをしながら実際にはやっていくのではないかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、取りまとめたいと思います。厚生労働省と統計委員会担当室からの御説明ありがとうございます。これはやはりフォレンジック (forensics) というのですかね、何か問題が起きたときの最終的な、問題、何が起こったかを正確に把握し、正確に把握することによって逆に再現するというか、そういう1つのやり方なのだろうと思います。それについての関係者の皆様の御尽力に感謝したいと思います。

それで、まだ結論には達していませんけれども、結論に対する一歩ということであれば、本当におかげさまで、毎月勤労統計調査の2004年から2011年までの遡及推計については、本日の説明と議論によってかなり進展したと高く評価したいと思います。もちろん追加的な検討は必要です。先ほど中村委員からの御意見もありましたし、それから、遡及推計が直ちにできるということまでには至っていませんが、推計の障害となっていたデータ不足についてかなりの部分克服できるのではないかと、すなわち、遡及推計が実現できるという展望がかなり強く持てるようになったと考えています。

こうした現状認識を踏まえて、厚生労働省においては、以下のような対応をお願いした

と思います。事務局の説明資料5-2の最後のページにあるとおりであります。私も大筋、この事務局の整理のとおりでよいと思っております。

まず簡単な方から行きます。とにかく3点ありましたので、簡単な方。3番目の平成22年以前の雇用保険データについては、従来公表値の母集団労働者数から逆算可能であるとの結論が得られています。厚生労働省の資料でも計算プロセスが提示されていますので、この手順に従って推計を進め、次回統計委員会で推計の進捗状況や推計結果について御報告をお願いしたいと思います。復元は可能ではありますが、それなりに細かい調整もありますので、その点を含めて御報告をお願いしたいと思います。

次に、2番目の新産業分類への変更に対応した抽出率の推計については、全41産業のうちほとんどの産業については、旧産業分類の抽出率をそのまま当てはめることで対応が可能であり、そして、新たな推計が不要であるということで、厚生労働省と事務局とも意見の一致を見えています。もう一度確認しますと、500人以上事業所については5産業、100～499人事業所、それから、30～99人事業所については1産業のみ、産業を組み替えた抽出率の推計が必要であるという結論です。これで難度が甚だしく下がったという形に考えています。

この部分については、毎月勤労統計調査の調査票データ、それから、母集団名簿である2006年事業所・企業統計調査の調査票データ、この2つのうちのいずれかのデータで得られる事業所数で案分するというのが現実的な選択肢のようであります。あとは具体的に推計するしかありませんので、厚生労働省においては、事業所・企業統計調査の調査票情報の利用申請を速やかに行い、具体的な推計に着手するようお願いしたいと思います。できるだけ早く結果の御報告をいただきたいと思いますが、次回の統計委員会では、抽出率の組替え推計の進捗状況について御報告をお願いいたします。それから、これは当然ですが、利用申請に当たりましては、それに対応する総務省側の迅速な対応をお願いしたいと思います。

最後は、1番目の平成19年1月調査分の旧対象事業所の調査票データです。これはなお難しい問題が残ってはおります。事務局は、対象となる45産業のうち、抽出率が1の産業については復元推計が不要であるということに加えて、東京都ホームページの公表データを活用することにより、製造業4産業を除く41産業で、旧事業所ベースの賃金を算出可能であり、残る4産業については一定の工夫による推計が必要であるとの結果を示しました。

厚生労働省におかれましては、この事務局の分析データが妥当なものかどうかを検討し、次回の統計委員会で返答をお願いしたいと思います。この際きちんとした分析をお願いしたいと思います。その上で、検討課題である、①4産業推計をどのような方法を行うか、②東京都公表データと全国公表データの平仄がどの程度とれているか、③一部賃金データの補完の必要があるかどうかなどについて検討を進め、その結果についても併せて報告してください。細かいところについては、事務局による検討ではまだ十分でない可能性があり、厚生労働省においていろいろ詰めるべき点があるのではないかと思います。そうした新たな論点がある場合には、前広に統計委員会への報告をお願いいたします。担当室との間の意見の交換、それから、調整が非常に重要になっていると思います。



この部分の克服が、早期に遡及推計を実現し、ユーザーの不便を解消するための最後のハードルとなっていますので、しっかりとした検討をお願いいたします。この部分では、データ不足をどうしても推計で補わざるを得ません。この対応についてデータのメーカーとしては、迷ったり、ちゅうちょしてしまう気持ちが出ることは当然だと思いますし、厚生労働省も例外ではないと思います。しかし、これは推計ですので、完璧な復元というのはそもそも不可能であるということから出発しているわけです。したがって、復元推計が反映できていない現行の公表値に比べてどれだけ精度の高い推計ができるのかという見地で判断をして、ある意味割り切って取り組んでいくことが必要だと考えています。

厚生労働省は、毎月勤労統計調査の信頼回復が、ユーザーの利便性を確保する、2004年から2011年までの遡及推計が実現するかの可否に大きく依存していることを念頭に置いてください。そして、全力で取り組んでください。これからの厚生労働省の頑張りを期待したいと思います。次回の統計委員会における進捗・推計結果の報告を心待ちにしております。よろしく申し上げます。

**○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 委員長** ありがとうございます。担当室の方にまとめていただきました資料、最後のまとめにあります考え方、我々もこういう方法でやることができるのではないかと理解しております。先ほど中村委員がおっしゃった話は、我々も実は同じように思うところがありまして、多分考え方としてこういうふうに進めたときに、具体的にやってみるとどうなるか、少し分からない部分は、ただ、結論としてはやってみないと分かりません。やってみれば、多分解決策は見えると思っておりますので、この形で進めさせていただきます。

ただ、実際に、先ほど委員長からもありましたけれども、ここの部分はどうしたらいいか、あるいはここは選択肢が複数あるけれども、どれが一番適正かというのは、我々で検証なり、実際やりながら、かつそれを委員会でお示して皆様方の御判断、御意見、御示唆をいただきながら作業を進めさせていただきたいと思っております。今、委員長からありました御指示について、これから一生懸命全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○西村委員長** どうもありがとうございました。これで終わったわけじゃないので安心はできないのですが、しかし、2月の時点から考えれば大変な進捗で、やらなければいけないということはもちろんあるのですが、ある意味やればできるところまで到達したということですから、これは大変な進展だと考えています。多分ほかの委員の皆様方も同じ印象を持っていらっしゃると思っておりますので、これからもこの点については、できるだけ早い段階で、かつできるだけ精度を高める形でやれるようにしたいと思っております。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、国が実施する統計調査に関する提案の状況についてです。事務局から御報告をお願いします。

**○上田総務省統計委員会担当室次長** 事務局から資料6-1及び6-2に基づきまして報告をさせていただきたいと存じます。

資料6-1の1ページをおめぐりいただきたいと思います。総務省統計委員会は、基本計画に基づきまして、国が実施する統計調査の主に負担軽減、報告者負担の軽減に資する

ような意見をホームページを通じて募集してございます。今回報告させていただくものは、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの半年間に寄せられた意見と、それから、その回答が整ったものについて報告をさせていただくものでございます。

提案の件数ですけれども、国が実施する統計調査に関する提案につきまして、125件の意見が寄せられたということでございます。このほかに、括弧書きで記載してございますけれども、国が実施する統計調査以外の報告、業法に基づく報告やそれ以外のものもこのほかに40件ほど寄せられてございます。我々担当しておりますのは統計法に基づく報告などになりますので、このうちの報告125件のうち、基幹統計に関するものが58件、それから、一般統計調査に関するものが40件、それから、統計の全般、これについてはニーズ等もございまして、これについて27件の計125件について回答を準備しておりますが、今申し上げたこのほかの40件の回答につきましても、御担当される省庁にお願いをいたしまして、回答を順次作ってございます。回答ができ次第、御提案いただいた方には回答をきちんと、意見をいただいておりますので、回答することで事務局、担当省庁とも動いておるということでございます。

本日報告するものは、125件のいただいた御意見のうち、回答の準備ができました94件について報告をさせていただきます。この94件の内訳は、基幹統計に関するものが54件、それから、一般統計調査に関するものが40件でございます。このうち、報告者負担軽減について意見を募集していますけれども、これが71件で、そのほかに、利活用のニーズに関しても意見がございましたのが23件でございます。125件のうち、本日は94件で、残りの31件につきましては対応案の作成中ですので、また後日回答ができ次第この統計委員会に報告をさせていただきます。

提案の対応についてなのですが、各省にも御協力をいただきまして回答を作成いたしましたしまして、94件のうち、3つのコードというか分類をさせていただきますまして、分類1が、対応済み又は前向きに対応としたもの、これが34件の回答でございます。それから、分類2、検討の余地ありとしたものが21件、それから、分類3、対応が困難であると回答させていただくものが39件、計94件の回答について本日提示させていただいているということでございます。94件でございますので、非常に大部になりますので、この場では、分類1、2、3それぞれについて3件ずつ紹介をさせていただきたいと存じます。

1ページおめぐりいただきまして、まず対応済み又は前向きに対応といったものでございます。1つ目が財務省の所管する民間給与実態統計調査に関する提案でございます。長いのですが、端的な提案は、現在1回しか調査票がダウンロードできないので、複数回できるようにシステムを改修してほしいというものでございます。これにつきまして、財務省からの御回答は、下線を引いた部分ですけれども、今後再送信を可能とした場合における運用上の影響等を踏まえつつ前向きに対応していきたい、前向きにシステムの改修を考えてくれるという御回答をいただいております。

それから、2つ目が経済産業省の海外事業活動基本調査、これは一般統計調査になります。こちらについては要望、改善策については、端的に申し上げて、真ん中の列の改善策の提案ですけれども、回答率が低い設問を削除するなど報告者負担の軽減に配慮してほし

いということでもあります。これに対する経済産業省からの回答ですけれども、本年2019年調査から、回答率の低い調査項目を削除することとしております。また、調査頻度については、企業の海外事業活動の実態を明らかにし、政策の企画・立案等の基礎資料の作成に反映させるためには現在の頻度の調査は必要と考えているということで、調査項目の削減をきちんと考えていただいているということでございます。

それからもう一つですけれども、経済産業省が実施する産業連関表の作成に関する投入調査でございます。こちらについては、E x c e l 調査票で配布されるけれども、E x c e l 形式での回答ができないということで、E x c e l で回答させてほしいということでございます。これに対する経済産業省の回答では、経済産業省ホームページ上に掲載したE x c e l 形式の調査票をダウンロードし、電子メールで提出する方法により行うことを検討させてもらうという回答でございます。これが対応済み又は前向きに対応する回答の代表例でございます。

次のページをおめくりいただきたいと存じます。分類2、検討の余地ありというものでございます。1つ目が、オンライン回答システムに関して、複数の統計調査を例示いたしましたものでございます。オンライン調査のフォーマットが違って、手引も異なっていて、内容が分かりにくい。統一化や簡素化など、見やすくしてほしいということでございます。これに対する回答でございますけれども、法人企業統計調査と法人企業景気予測調査につきましては、オンライン調査の手引を統一して、更に理解しやすく、短時間で読めるような手引になるよう改善に努めてまいりますという回答。それから、海外現地法人四半期調査につきましては、調査ごとに調査の設計が異なるため、政府が実施する全てのオンライン調査の手引のデザインを統一することは困難ですが、御提案の観点も含め更に理解しやすく短時間で読めるような手引を作成するよう引き続き努めてまいりますといった御回答をいただいています。

それから、次が総務省の科学技術研究調査と、下の文部科学省の民間企業の研究活動に関する調査、この2つについて双方で御意見をいただいています。端的に申し上げますと、調査が似ているので調整をしてほしい、重複是正をしてほしいという要請であります。こちらに対して、総務省の科学技術研究調査、総務省側の回答は、調査項目のうち、文部科学省の民間企業の研究活動に関する調査において、科学技術研究調査の回答結果で代替可能な項目については、統計法に基づき総務省から文部科学省に回答結果を提供し、重複を排除する方向で文部科学省と検討いたしますという回答。それから、文部科学省側の回答は、御提案のあった項目のうち、売上については総務省から情報をもろうということ。一方で、それ以外の項目については、科学技術研究調査で調査している内容と一致していないものや、一部重複している項目があるものの、重複した項目の内訳を調査して、回答の整合性を見るために当該調査で現行どおり調査をしたいという回答でございます。

それから、最後ですけれども、次のページを御覧になっていただきたいのですが、分類3、対応困難としたものでございます。一番上の法人企業景気予測調査への対応ですけれども、これは端的に申し上げますと、回答後に照会が来るので、それが負担になっているということで、できるだけ公表資料などを見てほしいという要請であります。これに対し

まして担当省庁からの回答ですけれども、下線の部分だけ読み上げさせていただきますと、同調査が景気見通しや判断項目といった、必ずしも決算短信等に記載されていない事象を調査事項としていることから、不明点につきましては確認させていただくことがありますということです。また、統計調査提出フォームであらかじめ要因説明欄を一律的に新たに設けることは負担となるので、御提案の実施内容は困難ですが、なお、変動が大きかった場合、備考欄に要因を記載いただく法人もおられますということです。

それから、次の経済センサス - 基礎調査・活動調査に対してです。これは端的に申し上げますと、事業所単位の従業者数を男女別に分けるのはきついで、企業と同じように共同の計の数値にしてほしいという趣旨でございます。これの回答につきましては、これらの項目は、事業所に関する最も基本的な情報の1つであり、産業分類や企業経営の情報と組み合わせることで、我が国の産業構造の実態やその変化を知ることが可能となり、経済対策、地域の経済計画、雇用対策などに必要な資料が得られます。また、男女別に従業者数を把握することで、男女共同参画の実態が明らかになりますということで、難しいというところでございます。

それから最後は、経済産業省の企業活動基本調査です。端的に申し上げますと、有価証券報告書で開示している調査項目は記入不要とすべきだということであり、こちらに対する回答としましては、下線部を読み上げさせていただきますと、有価証券報告書を開示していない企業も多いのが現状です。本調査は単独決算をベースにしていますが、有価証券報告書の多くは連結決算が主流であり、単独の売上、従業員数を開示していないケースも見受けられます。また、従業員数、売上高それぞれ内訳について調査をしており、合計値と整合性の確認を行う上で必要な調査項目となるため、従来どおり企業の皆様から御回答をいただきたいということで、対応困難という考え方を回答いただいているところでございます。

そのほか、全ての回答につきましては、資料6-2、少し字が小さくて恐縮ですがけれども、今御説明した形式で、担当府省や調査名、それから、いただいた御意見、それから、対応方針につきまして対応方針の区分とともに提示させていただいています。こちらは大部になりますので、紹介は割愛させていただきます。

私からの報告は以上になります。

**○西村委員長** ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問等ございますか。

これ、実際読むと、我々、データの方を知っていて、かつ、活用の方にも対応している人間としては、なかなか何とも難しい判断を迫られるようなものがあるわけで、ただ、このようにフィードバックをしていくのは大変重要なことだとは思いますが、企業の方は、そもそも省庁に分かれてばらばらに似たような調査をすることが一体何なのかと聞いていらっしゃる方が多いのですが、回答はそれぞれの省庁がそもそもやっていることを前提にして、それをいかに改善したらいいかということをお返しているわけで、省庁としてはベストエフォートでやっているわけですが、質問をされている方にとってみると、全体のコーディネートがなっていないとも受け取れるわけで、これは今後の統計の、行政を含めたコ

ーディネーションをどうするかに本質的に絡んでくる問題であると思います。現在の形を前提とすれば、こうして非常にきちんと対応してくださっていることは感謝したいと思います。

それでは、取りまとめたいと思います。統計ニーズだけではなく、負担軽減にも目配せしながら対応していくことはとても重要だと考えております。今回は主として経団連に所属する企業の皆様から負担軽減方策などの貴重な意見について多数提示をいただきました。野呂委員をはじめ経団連事務局の皆様、意見を提示していただきました各企業の皆様には、貴重な御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。事務局から野呂委員にお伝えし、皆様にお礼をお伝えいただきますようお願いいたします。

また、各府省におかれましては、意見への対応の検討、回答作成に御協力いただきまして、ありがとうございます。これらの意見を受け止めて、対応すべきものはしっかり対応していただき、公的統計の日々の改善に努めていただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、今回提示された回答につきましては、総務省ホームページ（国が実施する統計調査に関する提案募集）にて公開するものとしたと思います。

最後に、改善は実際に実現することが大切です。これらの改善意見が実際に実現するよう、統計委員会担当室は、今後、基本計画に基づきしっかりフォローアップをするようお願いいたします。それと同時に、先ほど私申し上げましたように、全体のコーディネートの中でどういう形で統計の調査そのものの組合せとか内容について考えていくべきかは、今後司令塔としての統計委員会としては考えていかなければいけない問題だろうと受け止めていきたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、平成31年度統計リソースの状況についてです。総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

**○北原総務省政策統括官（統計基準担当）付管理官** 総務省政策統括官室でございます。お手元資料の7-1、7-2とございますが、7-1の方で説明をさせていただければと思います。昨年、統計法を改正いただきまして、統計委員会の建議という機能で強化されたところがございます。昨年7月に統計委員会からリソースの重点配分に関する建議をいただいたところがございます。その後、各府省におきましていただきました建議に沿って検討し、予算、それから、機構定員の要求がなされたところであります。その後、財政当局等との調整を踏まえ、また私どもの方からもこの重要性というところをお願いしてまいったところがございます。今年度平成31年度の予算が国会で成立いたしましたので、その状況を報告いたしたいと思います。

資料7-1の1ページ目でございます。上の四角枠の中に、統計関係の予算、全体のところを記載してございますけれども、平成31年度の統計関係予算は393.2億円、統計職員数は1,954人ということでございます。対前年度プラス14でございます。重点的な配分に関する建議において統計リソースを重点的に配分すべきとされたものを下に記載してございますけれども、予算176.1億円ということでございます。下に項目立てでございますけれども、この項目はいただいた建議に沿って整理しているものでございます。公的統計の中立性・

信頼性の確保、適切な利活用の推進、あるいは国民経済計算・経済統計の改善をはじめとする府省横断的な統計整備等でございます。それから、下に定員の関係でございますけれども、これは14名が措置されたという結果でございます。各府省においてこれらのリソースを有効に活用していきまして、建議に掲げられた取組を確実に進めていただくこととしてございます。

次の参考1となっております資料にグラフ化してはございますけれども、上の方にありますのが予算でございます。これは周期調査が入っております、やや傾向的などころが見づらいますが、横ばいと考えてよいのではないかと考えています。それから、下に国の統計職員数ということでございますが、ずっと減ってきておったのですけれども、29年以降増に転じています。

それから、さらに参考2でございますけれども、地方の都道府県統計専任職員の配置定数と推移ということでございます。これは、見ていただくとずっと減少が続いてきているところですが、このところ、先進的な取組を行う地方公共団体に対しまして加配をしていますが、全体としてはこういう傾向にございます。総務省といたしましては、国・地方を通じて必要な統計リソースの確保をまた進めていきたいと考えています。

私からは以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。ただ今の報告について何か御質問等ございますか。

リソースの問題が一番重要ですので、どうなっているのかというのを適宜御報告していただいて、ここで議論したいと思っております。

それでは、取りまとめたいと思います。昨年7月に初めて行った統計委員会の建議に沿った統計リソースの確保状況について今御報告がありました。特に人員について、ここ数年は統計改革の推進のために増員されているものの、地方の統計専任職員については減少が続いているということは明白であります。統計委員会としても、国・地方を、両方を通じた統計リソースの確保を引き続き支援していきたいと考えておりますので、各種課題の解決のために必要なリソース確保に今後とも努めていただきたいと思います。

また、各府省においては、確保されたリソースを活用し、当事者意識を持って基本計画に明記されている課題に取り組むとともに、今回の統計の事案で明らかになったような課題にもしっかりと取り組んでいただくようお願いします。お金はついていても実態がついていないようでは大変困りますので、その意味で当事者意識を持って、確保されたリソースを本当にきちんと確保して、活用して、きちんと課題に取り組んでいただきたいと思います。しっかりとお願いいたします。

本日用意いたしました議題は以上です。

その他、事務局から報告することがあれば、御報告をお願いいたします。

**○櫻川総務省統計委員会担当室長** 昨年改正されました統計法のうち、調査票情報の二次利用等に関する部分が5月1日に施行となりますので、報告させていただきます。

**○西村委員長** ありがとうございます。

次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の統計委員会の日程は、現在調整中です。日時、場所につきましては、別途連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第136回統計委員会を終了いたします。